

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		図書館利用者カードの交付及び資料の貸出し
根拠条例・規則名		さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則
条 項		条例第 8 条、第 9 条 規則第 7 条、第 10 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課 ( 電話 : 048-871-273 )
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	利用の資格  (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者 (2) 広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		